

令和 6 年度入学者選抜後期選抜募集要項

福 島 県 立 川 口 高 等 学 校
〒 9 6 8 - 0 0 1 1
福島県大沼郡金山町大字川口字蛇沢 2 4 3 4 - 2
電 話 番 号 (0 2 4 1) 5 4 - 2 1 5 4

令和 6 年度福島県立川口高等学校入学者選抜は、「令和 6 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施する。後期選抜は、前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

1 募集定員

本校全日制の課程普通科募集定員 40 名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)(2)のいずれかに該当する者とする。ただし、前期選抜または連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 6 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 通学区域

通学区域は、実施要綱の「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。なお、学区外からの出願については、本要項「7-1 学区外からの出願（学区内への一家転住等の場合）」「7-2 学区外からの出願（学区内に身元引受人を依頼する場合）」を参照すること。

4 出願期間

令和 6 年 3 月 15 日(金)から 3 月 18 日(月) までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形 3 号、434 円分の切手を貼付する）を同封の上、令和 6 年 3 月 18 日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願方法及び出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、以下の書類を、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に提出する。その際、中学校長は後期選抜志願者名簿（実施要綱様式共通4号の2）を添付する。

① 入学願書

入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者は、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。実施要綱様式共通1号）

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。

③ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、以下の書類を、直接、本校校長に提出する。

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、本要項「2 出願資格」の「(2)中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することがある。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

④ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（実施要綱様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、返信用封筒（長形3号、434円分の切手を貼付する）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年3月15日（金）から3月21日（木）までとする。郵送の場合には、3月21日（木）必着とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

7-1 学区外からの出願（学区内への一家転住等の場合）

- (1) 県外からの志願者は、本要項「5 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付ける。
- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（実施要綱様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- ※ 事前に在学（出身）中学校長を通して、本校へ連絡し、入学願書、受験票用紙及び入学検定料納付済証明書用紙等、必要書類の送付を受けること。
- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、本要項「5 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
- 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

7-2 学区外からの出願（学区内に身元引受人を依頼する場合）

町寮「若桐寮」への入寮希望者は下記により出願する。

- (1) 学区外からの出願
本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、県外を含む学区外から本校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱う。
- (2) 出願方法
本要項「5 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類に加え、次の書類を提出する。
- ① 県内からの出願の場合
○ 身元引受人の「住民票の写し」
- ② 県外からの出願の場合
○ 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（実施要綱様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
○ 身元引受人の「住民票の写し」
- ※ 上記②に該当する者は、事前に在学（出身）中学校長を通して、本校へ連絡し、入学願書、受験票用紙及び入学検定料納付済証明書用紙等、必要書類の送付を受けること。
- (3) その他
- ① 上記(1)(2)により本校へ入学する者については、入学までに、本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に住所を異動し「住民票の写し」を本校に提出する。
- ② 福島県大沼郡金山町教育委員会教育長（以下「金山町教育委員会教育長」という。）が身元引受人となることが認められている場合、身元引受人の「住民票の写し」は金山町教育委員会から直接学校へ提出されるため、志願者からの提出は不要とする。

8 願書受付

- (1) 本校が出願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。受験票及び入学検定料納付済証明書については、後期選抜に対応する様式（実施用綱様式統一2号の2及び統一2号の3）とする。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

9 出願先変更

志願者は、令和6年3月19日（火）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

詳細な手続きについては、「実施要綱」の「第3 後期選抜 12 出願先変更」を参照すること。

10 調査書

調査書については、「実施要綱」に示されている「第2 前期選抜」の「2 調査書」に定めるところによる。

ただし、「評定」及び「出欠の記録」の第3学年の欄は、学年末までの状況について記入する。

なお、「受験番号」の欄は、本校において記入する。

11 選抜方法・選抜資料

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

調査書	面接	作文
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として190点満点とする。 部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。	個人面接を実施する。 面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、英語）を含む。 面接については観点ごとに点数化し、170点満点とする。	作文を実施する。 あるテーマについて600字以内で自分の考えを述べる作文とする。 作文については、観点ごとに点数化し、100点満点とする。

12 面接・作文の日時及び会場

- (1) 日 時 令和6年3月22日（金）
受 付：午前8時25分～午前8時35分
作 文：午前9時～午前9時50分
面 接：午前10時～
- (2) 会 場 福島県立川口高等学校
- (3) 持ち物 受験票、上履き、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
- (4) 持込禁止 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類、その他不正行為と疑われるもの

13 合格者発表

- (1) 令和6年3月25日（月）午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すこ

とがある。

1 4 その他

(1) 入寮を希望する場合

入寮を希望する者は、本校ホームページにある「入寮要項（後期選抜）」を確認の上、在学（出身）中学校長を通して、本校へ入寮出願資格の確認を行うとともに、令和6年3月18日（月）正午までに『入寮願』及び『身元引受人願』を提出し、金山町教育委員会で「身元引受人及び入寮資格」可否の審査（面接及び書類審査）を済ませてください。

『入寮願』及び『身元引受人願』の提出期限	面接及び書類審査
令和6年3月18日（月）正午まで	令和6年3月18日（月）指定された時間

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) 必要書類のダウンロード等が難しい場合は、本校に問い合わせをする。